

参 考 资 料

平 成 2 7 年 1 月

目次

1. はじめに	
(1) 消防庁の業務・組織	3
(2) 消防の歴史	5
2. 緊急消防援助隊及び大規模災害への対応	
(1) 緊急消防援助隊	6
(2) 東日本大震災の被害状況と消防の活動等	8
3. 市町村の消防の広域化の推進	14
4. 消防団と地域防災力の充実・強化	
消防団の現状	15
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要等	17
津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル	20
5. 救急行政の推進	
消防と医療の連携の推進	21
エボラ出血熱への対応について	23

6. 予防対策等の推進	
(1) 主な火災の状況	24
(2) グループホーム火災、福山市ホテル火災を踏まえた対応	25
(3) 福知山花火大会火災、福岡市診療所火災を踏まえた対応	26
(4) 有床診療所防火対策自主システムチェック	27
(5) 石油コンビナート等における災害対策の推進	28
7. 情報伝達体制等の整備	
(1) 消防救急デジタル無線の整備	29
(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）	30
(3) 緊急情報の住民への伝達システム	31
8. 武力攻撃事態等における国民の保護	
国民保護法に基づく消防庁の主な役割	32

消防庁の業務・組織①

消防庁

- 職員数(定数) 169名
(本庁132名、施設等機関37名)
- 予算(H26当初)
・・・126億79百万円(一般会計)

市町村

常備消防

消防本部(752本部)を設置し、市町村の常勤一般職の消防職員(16万1,244人)により消防事務に従事

- ※一部の山間部や島嶼部など35町村で常備消防が設置されていない。
- ・消防本部数、非常備町村数は平成26年4月1日現在

非常備消防

消防団(2,221団)を設置し、市町村の非常勤特別職の消防団員(86万4,347人)により消防事務に従事

- ・消防団数、消防職団員数は、平成26年4月1日現在

※市町村消防費の平成25年度決算額は、1兆9,931億円

- ・消防機関(常備・非常備消防)は、市町村(1,718団体)の組織＝市町村消防の原則
 - * 都道府県は消防学校の運営や消防防災ヘリコプターの運航等を行っている。(都道府県防災費の平成25年度決算額は1,245億円)
- ・消防庁では、制度の企画・立案業務や市町村消防への支援・指導業務等を実施。

消防庁の業務・組織②

長官

次長

職員数（平成26年度）169名

〈本庁132名、施設等機関37名〉

国民保護・防災部長

審議官

総務課

秘書、人事、会計、広報、政策評価、表彰、企画・総合調整等

消防・救急課

消防力の整備指針、消防本部の広域再編等

救急企画室

救急救命士等救急業務に係る企画立案等

予防課

消防用設備等の基準、住宅防火対策の推進等

危険物保安室

危険物保安制度の企画立案等

特殊災害室

石油コンビナート、原子力災害、林野火災対策等

防災課

地方公共団体における防災体制の構築等

国民保護室

国民保護計画策定の推進、地方公共団体への指導・助言等

国民保護運用室

警報・避難態勢の整備、テロ対策の推進等

地域防災室

消防団・自主防災組織等に関する企画立案等

広域応援室

消防の応援に関する企画立案・連絡調整、緊急消防援助隊の企画・運用等

防災情報室

消防防災情報の収集伝達、消防防災通信制度の企画立案等

応急対策室

応急体制に関する企画立案等

参事官

人命救助制度の企画立案、消防に関する国際協力等

（施設等機関）

消防大学校

消防職団員幹部等に対する教育訓練等

消防研究センター

消防の科学技術に関する研究開発、火災等の原因調査の実施等

消防の歴史

	常備消防	消防団	主な災害
(戦前) 明27. 2. 9		消防組規則制定 (消防組発足)	
(施行) 昭14. 4. 1		警防団令制定 (警防団発足、消防組解消)	
(戦後) 昭22. 4. 30		消防団令公布 (消防団発足、警防団解消)	
(施行) 昭23. 3. 7	消防組織法制定 (警防業務)	↓	(死者及び行方不明者)
(施行) 昭23. 8. 1	消防法制定 (+予防業務)	(昭和26年、消防組織法 に位置付け)	昭和34年 伊勢湾台風 (5,098名)
(施行) 昭37. 7. 10	災害対策基本法制定 (+防災業務)		昭和39年 新潟地震 (26名)
(施行) 昭39. 4. 10	(救急業務法制化)		昭和57年 ホテル・ニュージャパン火災 (33名)
(施行) 平16. 9. 17	国民保護法制定 (+国民保護業務)		平成 5年 北海道南西沖地震 (230名)
	自治体消防制度65周年	消防団120年	平成 7年 阪神・淡路大震災 (6,437名)
			地下鉄サリン事件 (12名)
			平成13年 新宿歌舞伎町ビル火災 (44名)
			平成16年 新潟県中越地震 (68名)
			平成17年 JR西日本福知山線列車事故 (107名)
			平成19年 新潟県中越沖地震 (15名)
			平成20年 岩手・宮城内陸地震 (23名)
			平成23年 東日本大震災 (21,613名)

緊急消防援助隊

大規模な火災・事故・災害の場合

緊急消防援助隊

大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保

(平成26年4月1日現在登録状況 4,694隊、約5.6万人)

【創設の経緯等】

- ・ 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設
- ・ 平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

被災県知事からの応援要請



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動
(被害の程度により出動県を拡大)

第1回緊急消防援助隊全国合同訓練

平成7年6月30日に緊急消防援助隊が発足したことに伴い、第1回緊急消防援助隊全国合同訓練が実施された。

日 時 : 平成7年11月28日～29日
場 所 : 東京都江東区豊洲
参加規模 : 98消防本部 消防隊員 延べ1,102名



平成16年(2004年)新潟県中越地震での救助活動

・平成16年10月23日、新潟県中越地方を中心に最大震度7の地震が発生

・緊急消防援助隊として、1都14県から480隊2,121人が出動。10日間で453人を救出

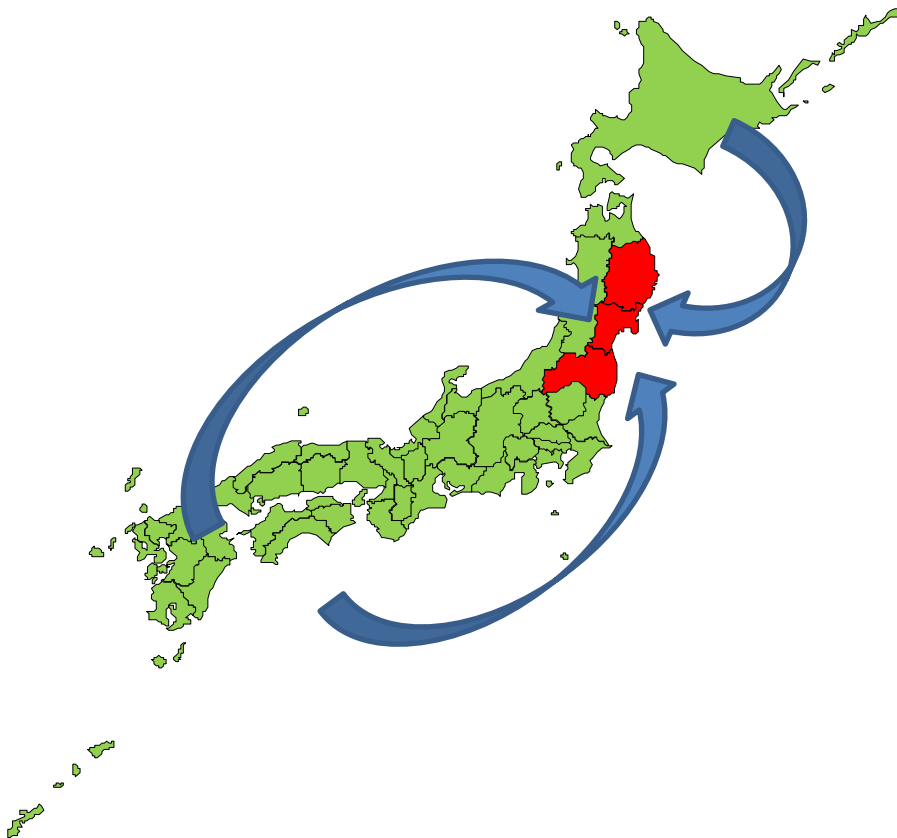
・地震発生4日後の27日に、長岡市妙見堰の土砂崩れ現場においては、崩落危険がある状況下で非常に困難な救助活動を強いられたが、転落車両の中から2歳男児を救助



緊急消防援助隊による東日本大震災での活動

- 地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の3県に向けては、これら被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊の出動を指示（指示に基づく出動は初めてのこと）
- 平成23年3月11日から活動終了の6月6日までの88日間における派遣人員数は、約3万人
- 航空部隊は、人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事し、現在までに把握している救助者数は5,064人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）

全国の緊急消防援助隊が被災県へ応援出動



<福島第一原子力発電所事故における活動>

・ 総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への東京消防庁の出動の要請(3月17日夜)
(消防庁長官から東京消防庁消防総監に出動要請)



・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が緊急消防援助隊として出動し、福島第一原子力発電所3号機の使用済核燃料プールに対する海水での放水を実施(3月18日～20日)

・ 総務大臣から大阪市長、横浜市長、川崎市長、名古屋市長、京都市長、神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請(3月18日～22日)
(消防庁長官から各市消防局長に出動要請)

・ 東京消防庁の指揮支援のもと、これら消防本部が交代しながら継続して、同プールに対する放水を実施

東日本大震災の被害状況と消防の活動等

被害の概要（平成26年9月1日現在）

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県	住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県	火災発生 件数	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者：19,074名	5,115名	10,496名	3,352名	全壊：127,361棟	19,107棟	82,992棟	21,224棟	330件	33件	137件	38件
行方不明者：2,633名	1,132名	1,271名	226名	半壊：273,268棟	6,609棟	155,122棟	73,764棟				
負傷者：6,219名	211名	4,145名	183名	一部破損：762,277棟	18,827棟	224,158棟	161,139棟				

消防職員	死者・行方不明者：27名	消防団員	死者・行方不明者：254名
建物被害（全壊、半壊又は一部損壊）	消防本部・消防署：143棟、分署・出張所：161棟	建物被害（使用不能）	消防団拠点施設（詰所等）：419箇所
車両等被害	車両：86台、消防艇：2艇、*県防災ヘリ1機	車両等被害	車両：252台

被災県内の消防機関の活動等

- 地元消防本部では、津波警報の伝達や住民の避難誘導、消火、救助、救急等の対応を実施したほか、県内の消防本部等と連携した活動を実施
- 地元に密着した消防団では、これらの活動のほか、津波警報の伝達や水門閉鎖等の水防活動も実施
- 県内消防本部の応援活動も多くの県で行われ、主な被災3県においては、内陸部から沿岸部の消防本部に対して応援活動を実施
消防団についても、内陸部から沿岸部の市町村に対しての応援活動が行われ、延べ1,400人以上の消防団員が出動

<消防本部等による救助活動の具体例>

- ・ 岩手県山田町船越小学校における孤立者約200人
- ・ 宮城県女川町の5地区における孤立者約630人
- ・ 宮城県気仙沼市の3地区における孤立者約600人

伊豆大島災害(台風26号)における消防機関の活動について

台風第26号は、10月16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過。伊豆大島では、24時間824ミリの記録的大雨となり、大規模な土石流が発生。

被害の状況

※平成26年1月15日現在。東京都大島町のみの数値

人的被害: 死者: 36名、行方不明者3名 物的被害: 全壊: 71棟、半壊25棟

消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊の活動

- 発災後、東京都知事の要請を受け、消防組織法に基づき、5都県から緊急消防援助隊が直ちに出動。
- 大島町消防本部、大島町消防団、都内応援の東京消防庁と一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開。
- 10/16～31(16日間): 延べ479隊、2,055名が活動。
- ピーク時(10/20): 33隊、145名が活動。

(2) 東京消防庁の活動

- 「東京消防庁・東京都大島町消防応援協定」に基づき、東京都大島町からの応援要請を受け、ハイパーレスキュー隊等が出動。
- 10/16～11/8(24日間): 延べ2,645名が活動。
- ピーク時(10/18): 150名が活動。

(3) 自衛隊との連携

- 自衛隊と連携し、自衛隊輸送機を活用して隊員57名、救助等資機材積載車両13台を緊急輸送。



伊豆大島上空からの被害状況



緊急消防援助隊の夜間救助活動(10/17深夜)



消防団が重機を活用し、緊急消防援助隊を支援



自衛隊輸送機による隊員・車両の輸送

広島市土砂災害における消防機関の活動について

平成26年8月20未明、広島市安佐北区、安佐南区において、166箇所で大規模な土砂崩れが発生。

被害の状況

※消防庁被害報第44報(平成27年1月9日11時00分現在)

- 人的被害：死者74名
- 物的被害：全壊179棟、半壊217棟、一部破損190棟、床上浸水1,086棟、床下浸水3,097棟

消防機関の活動

- 広島市消防局・消防団をはじめ、県内応援消防本部・消防団、緊急消防援助隊が警察、自衛隊、TEC-FORCE等と一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開。
- これまでに133名の救助活動を実施。

	合計	活動規模				
		広島市消防局	広島市内消防団	広島県内応援消防団	広島県内応援消防本部	緊急消防援助隊
活動延べ人員数	18,700名	10,091名	4,463名	41名	1,471名	2,634名
活動人員数ピーク時 (8月24日)	1,325名	432名	590名		106名	197名



安佐南区上空からの被害状況



緊急消防援助隊の救助活動



水陸両用バギー、重機の活動状況 10

(1) 緊急消防援助隊の活動

- 発災後、広島県知事の要請を受け、消防組織法に基づき、1府6県(大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県)から緊急消防援助隊が直ちに出動。
- 津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動等を実施。
- 8/20～9/5(17日間)：延べ694隊、2,634名が活動。
 - ・陸上隊：島根県(延べ288名)、岡山県(延べ1,072名)、山口県(延べ379名)、愛媛県(延べ453名)
 - ・航空隊：大阪府(延べ119名)、鳥取県(延べ102名)、岡山県(延べ102名)、高知県(延べ119名)

(2) 県内応援隊の活動

- 広島市の応援要請を受け、「広島県内広域消防相互応援協定」に基づき、消防本部及び消防団が出動。
 - ・ 消防本部：県内から12消防本部が出動。 8/20～9/5(17日間)、延べ364隊、1,471名が活動。
 - ・ 消防団：県内から8消防団が出動。 8/29(1日)、延べ41名が活動。

御嶽山噴火災害における消防機関の活動について

被害の状況

※消防庁被害報第37報(平成26年10月23日15時00分現在)

平成26年9月27日11時52分頃、長野県御嶽山で大規模な噴火が発生。

○ 人的被害：死者57名、負傷者69名、行方不明者6名

消防機関の活動

○ 緊急消防援助隊・長野県内応援消防本部・関係機関(警察・自衛隊・DMAT等)が、地元消防本部(木曾広域消防本部、下呂市消防本部)及び消防団と連携し、御嶽山山頂付近などで救助活動を展開。

○ 消防機関による救助・搬送者数：86名(9月27日～10月17日)

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

○ 発災後、長野県知事の要請を受け、消防組織法に基づき、1都3県(東京都、愛知県、静岡県、山梨県)から緊急消防援助隊が直ちに出動。その後、捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県(富山県、岐阜県)に出動を要請。

○ 9/27～10/17(21日間):延べ1,049隊、4,332人が活動。

	緊急消防援助隊	長野県			岐阜県			合計
		木曾広域消防本部	県内応援消防本部	消防団	下呂市消防本部	県内応援消防本部	消防団	
活動人員数ピーク時 9月28日(日)	約210名	約60名	約100名	約70名	約10名	約10名	約10名	約470名
延べ人員数 (9月27日～10月17日)	約4,332名	約2,865名			約45名			約7,242名

2 活動状況

- 山頂付近などで救助・検索及び搬送活動を実施。
- 削岩機、ハンマードリル、スコップ等の救助資機材により救助を実施。
- 東京消防庁ヘリ(消防庁ヘリ・ヘリサット)による情報収集を実施。

3 安全管理

- 火山ガス検知器や防毒マスク等を活用し、隊員の安全管理を実施。
- 気象庁からの火山性微動や降雨等の重要情報を、逐次、隊員へ連絡。
- 急峻な山道での体力消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリ(CH-47、UH-60)による救助隊の輸送を実施。



担架による負傷者搬送



御嶽山 噴火状況



火山性ガスを検知する救助隊



ロープを使用した3倍力による救助活動



救助捜索活動

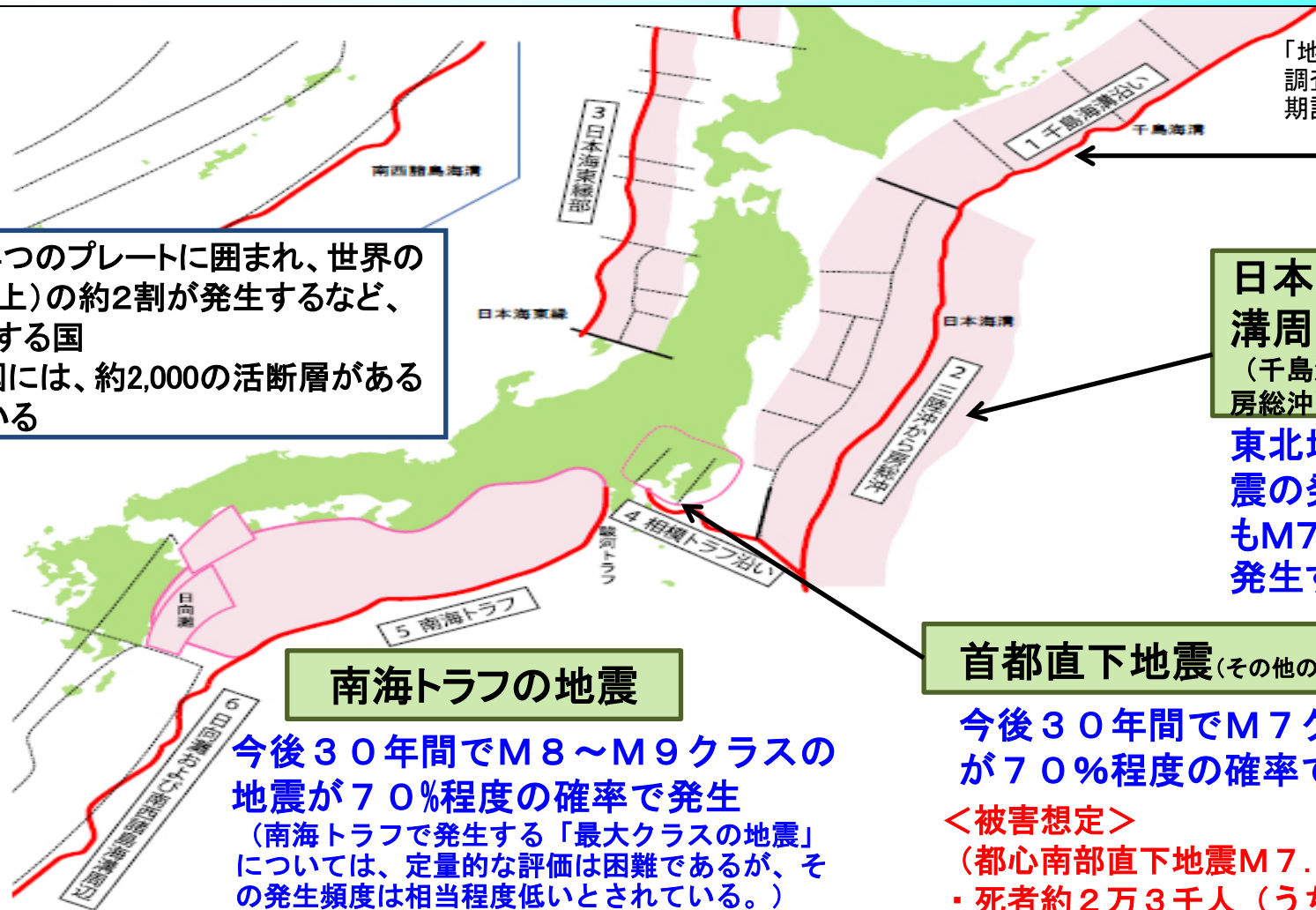


自衛隊大型ヘリ(CH-47)による救助隊の輸送

発生が懸念される主な大規模地震

「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」海溝型地震の長期評価等より作成

我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震(M6以上)の約2割が発生するなど、地震の多発する国
また、我が国には、約2,000の活断層があるといわれている



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
(千島海溝沿い、三陸沖から房総沖)

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、今後M7を超える余震が発生する可能性がある

首都直下地震(その他の南関東の地震)

今後30年間でM7クラスが70%程度の確率で発生

- <被害想定>
(都心南部直下地震M7.3(最大値))
- ・死者約2万3千人(うち、火災による死者約1万6千人)
 - ・経済被害約95兆円

南海トラフの地震

今後30年間でM8~M9クラスの地震が70%程度の確率で発生

(南海トラフで発生する「最大クラスの地震」については、定量的な評価は困難であるが、その発生頻度は相当程度低いとされている。)

- <被害想定(M9.1(最大値))>
- ・死者約32万人
 - ・経済被害約220兆円

いつ発生するかわからない地震災害に備え、災害対策の拠点となる消防庁舎については、緊急防災・減災事業債(起債充当率100%、交付税措置率70%)の事業期間である平成28年度までの耐震化に取り組むようお願いいたします。

緊急消防援助隊の即応体制の強化

「緊急消防援助隊基本計画」の改定について（H26-H30の第3期計画）

東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、
緊急消防援助隊の登録目標数（H30）を6000隊に大幅増隊。

- 総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（「基本計画」）を策定（消防組織法 § 45、財務大臣協議）。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- これまでの基本計画の推移
第1期計画（H16-20） 目標 3000隊 【第1期計画の期中改定（H18） 目標4000隊（+1000）】
第2期計画（H21-25） 目標 4500隊（+500）
- 平成26年4月現在、4694隊が登録。

第3期計画のポイント

- 南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な消火・救助・救急体制を確立する必要。
- 大規模火災、倒壊家屋からの救助、広域医療搬送を行うため、消火、救助、救急の主要3部隊を増強。
主要3部隊 4230隊（+1100隊）（内訳 消火+800隊、救助+50隊、救急+250隊）
- 大規模地震時等の石油コンビナート災害等への対応力を充実強化する必要。
- 特殊災害対策に特化した、精鋭部隊として「ドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー・産業基盤災害即応部隊）」を新設。（H30までに全国に12部隊配備）
- 迅速に被災地に先遣出動させるため「統合機動部隊」を全国に50隊新設。（指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊、後方支援隊等の隊員約50名で構成）
- 長期活動をバックアップする後方支援体制を強化することとし、拠点機能形成車両等の配備等により、全国で後方支援隊（5名）を160隊増隊。（増隊後790隊）
- 自衛隊、警察等の連携も含めた、通信体制を強化するため、全国に50隊の「通信支援隊」（5名）を新設。

市町村の消防の広域化の推進

1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 救急等に関する住民ニーズの変化
- 少子高齢社会、人口減少時代に突入

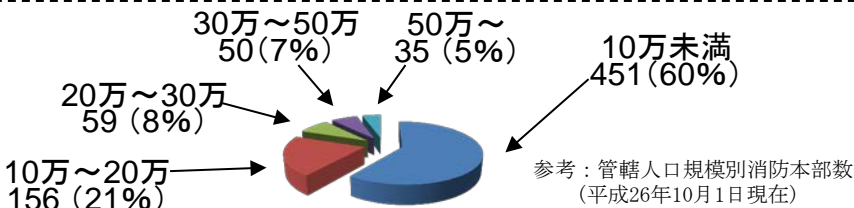
- ◎ 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性
- ◎ 消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要

2 消防本部の現状

- 平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少

平成3年 936 → 平成6年 931 → 平成19年 807 → 平成26年 752
(各年4月1日の数値)

- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在



3 広域化の実績(平成26年10月1日現在)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、35地域で広域化が実現

- ※例 ① 奈良県広域消防組合 (管轄人口約91万人)
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
② 埼玉西部消防局 (管轄人口約78万人)
平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

- 今後の見込み:11地域で期日を明らかにし、広域化に向けた協議が進展

4 現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
 - ・消防本部の規模の目標は、おおむね30万以上とすることが適当。
 - ・平成24年度までを目途に広域化を実現。

- 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
 - ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで延長
 - ・消防本部の規模の目標を、おおむね30万以上から、地域の実情を十分考慮することへ
 - ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

5 重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見、その他地域の実情を勘案して、都道府県知事はその判断により行うもの(平成25年4月1日付 消防消第70号 長官通知)
- 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)
 - ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
 - ② 「広域化の気運が高い地域」

6 消防庁の今後の取組

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望調査を実施し、派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進
- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について重点的に財政支援

消防団の現状

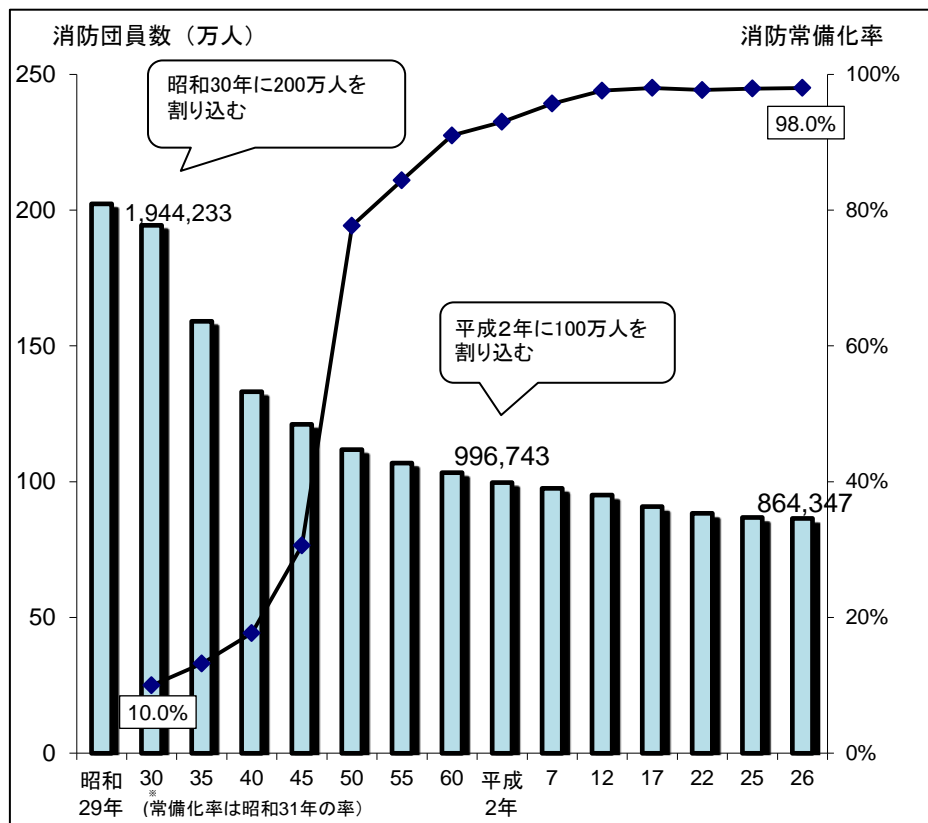
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(他方、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成26年4月1日現在)

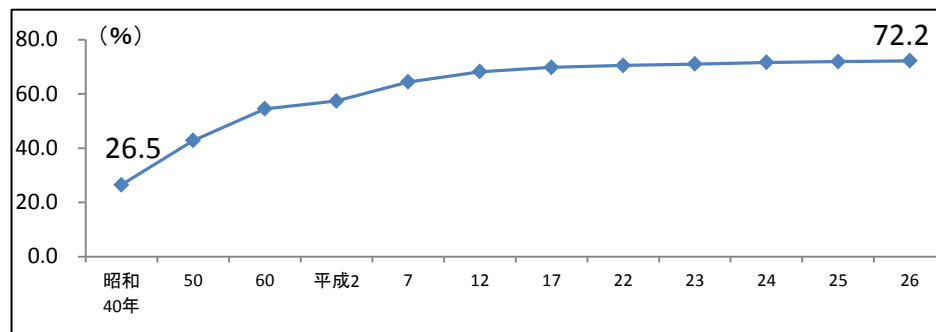
○消防団数:2,221団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,560分団 ○消防団員数:864,347人(前年度より4,525人減少)

2 消防団員数と消防常備化率の推移



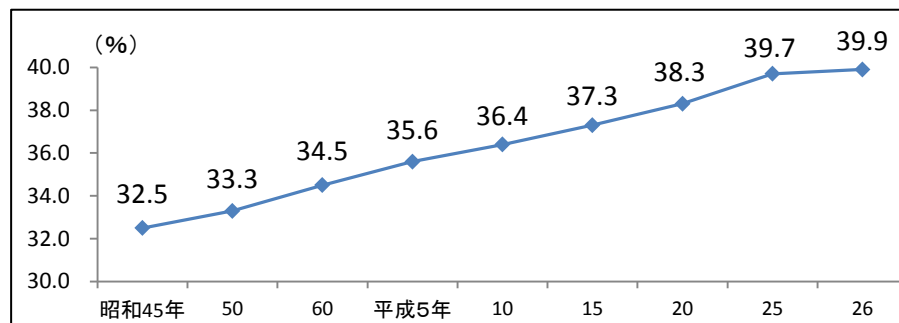
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成26年4月1日現在で約86.4万人と戦後一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は72.2%

4 平均年齢の推移



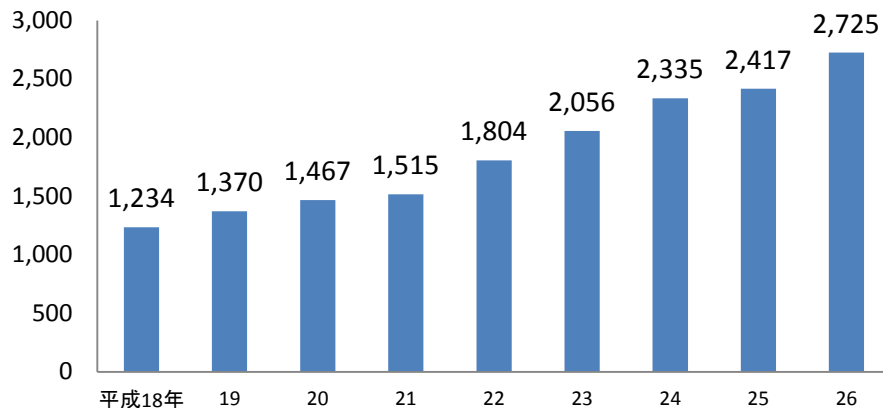
消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳

5 職業構成及び就業形態の状況

平成26年4月1日現在

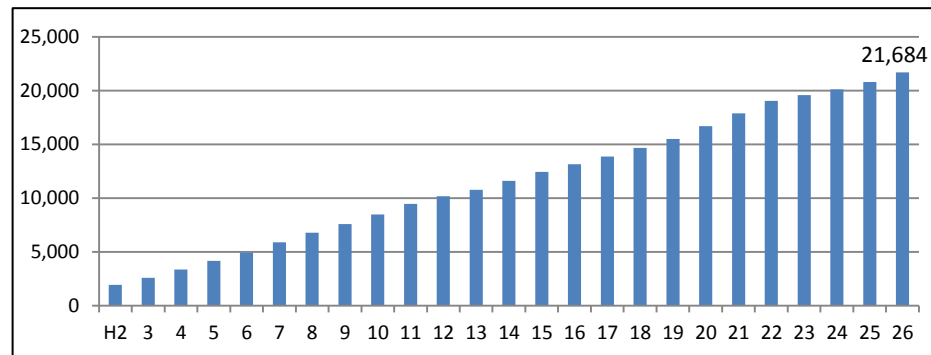
	職業構成					就業形態				
	国家 公務員	地方 公務員	農協・ 公社等	日本 郵政	その他	被用者	自営 業者	家族 従業者	その他	うち 学生
団員数(人)	2,873	61,428	28,598	5,728	765,720	624,259	108,903	74,441	56,744	2,725
構成割合	0.3%	7.1%	3.3%	0.7%	88.6%	72.2%	12.6%	8.6%	6.6%	0.3%

7 学生団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は2,725人であり、前年度より308人増加。学生の消防団員数は年々増加

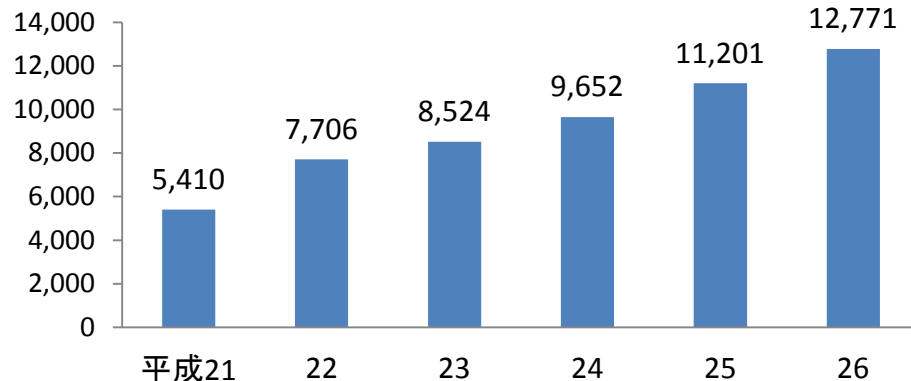
6 女性消防団員数の推移



女性消防団員数は21,684人で全体の約2.5%であり、前年度より899人増加。女性消防団員数は年々増加

8 機能別団員数の推移

※H23の岩手県、宮城県及び福島県のデータはH22の数値
※H24の福島県のデータはH22の数値



機能別消防団員：能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員（予防広報団員、大規模災害対応団員、職団員OB団員等）

機能別団員数は12,771人で、前年度より1,570人の増加
機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けた消防庁の対応

※ 平成25年12月13日公布・施行

消防庁に「消防団充実強化対策本部」を設置(平成25年12月24日)

【消防団への加入促進】

- 総務大臣書簡の発出
 - ・地方公務員等への加入促進の働きかけ(平成25年11月8日)
 - ・消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて働きかけ(平成26年4月25日)
- 事業者の協力
 - ・消防団協力事業所表示制度の普及の働きかけ(平成26年4月1日時点で1,046市町村が導入済)
 - ・日本郵便株式会社へ同社社員の加入促進の協力依頼(平成25年12月13日消防庁長官依頼文発出)
- 大学等の協力
 - ・文部科学省と連携し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮について働きかけ(平成25年12月19日文科省通知)
- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」の開催
 - ・各界各層の幅広い参加を得て、平成26年8月29日に開催

【消防団員の処遇の改善】

- 退職報償金
 - ・政令を改正し(平成26年3月7日公布)、平成26年4月から全階級一律5万円引上げ
- 報酬、出動手当
 - ・活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけ
 - ・特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請

	交付税単価	現実の平均単価
年額報酬 (一般団員)	36,500円/年	25,512円/年 ※H24決算
出動手当	7,000円/回	2,629円/回 ※H25.4.1 (火災出動の条例平均)

※ 無報酬団体については、平成27年度に解消される見込み(平成25年4月1日現在27団体)

【装備の充実・強化】

- 装備の充実・強化
 - ・双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実(トランシーバー等)
 - ・消防団員の安全確保のための装備の充実(安全靴、ライフジャケット等)
 - ・救助活動用資機材の充実(チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)
- ⇒ 「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正し(平成26年2月7日)、地方交付税措置を大幅増額
- 救助資機材搭載消防ポンプ自動車整備
 - ・平成25年度補正予算(30億円)→200市町村
 - ・平成26年度当初予算(3.7億円)→18消防学校
 - ・平成26年度補正予算案(15億円)
→ 100市町村程度
 - ・平成27年度当初予算案(3.6億円)
→ 18消防学校

【教育・訓練の充実・標準化】

- 現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を改正(平成26年3月28日)

第27次消防審議会

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(H26.7.3)について

<中間答申の位置付け>

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

<主な提言内容>

消防団への加入促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1720団体中約670)に対する制度導入の徹底 ※ 交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル

マニュアルに定めるべき事項

第1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、あらかじめ以下の事項について整備し、消防団員に対する安全を確立させるものである。

第2 消防団の活動と安全管理

- (1) 隊（2名以上）として活動すること。
- (2) 隊長は、災害現場の特徴を的確に把握し、自隊の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として隊員に指示すること。
(隊長は指揮幹部科を修了している者が望ましい)
- (3) 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。

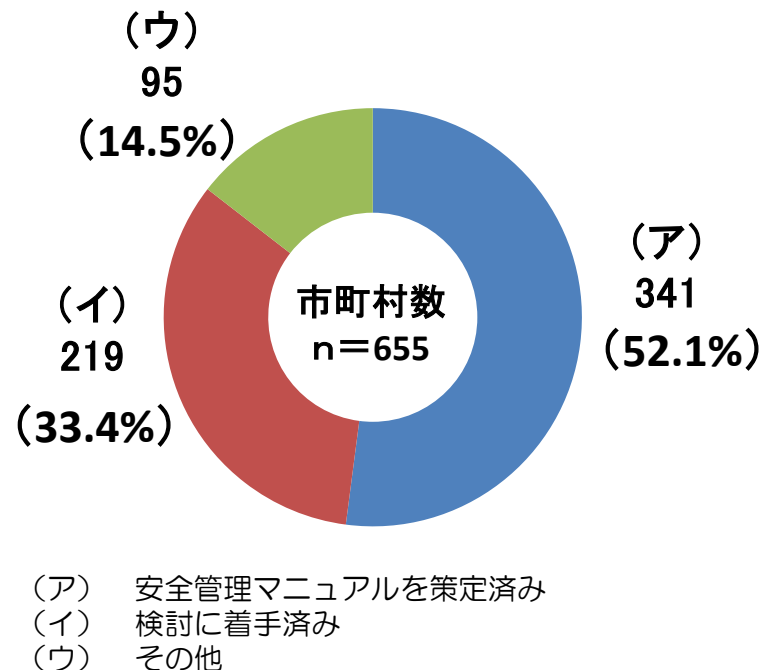
第3 水門の閉鎖

- (1) 水門の統廃合や、半開化、遠隔操作化・自動化等の推進による水門等の閉鎖活動の最小化を図ること。
- (2) 水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として1隊（2名以上）で1つの水門等を担当することとする。
- (3) 水門等の閉鎖活動を行う際には、必ず携帯用無線機又はトランシーバーを携行し、救命胴衣を着用すること。
- (4) 地震発生から津波到達までの時間が短い場合には、水門等の閉鎖活動は行わず、自らの退避と住民の避難誘導を優先すること。

第4 退避ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある消防団（分団等）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に対比が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。なお、「退避時間」や「安全時間」等は地域の実情に応じて各市町村で定めること。
※津波浸水想定が未だに示されていない地域にあっては、津波浸水想定が示された後、早急に活動可能時間を設定すること。
- (3) 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

マニュアルの策定状況

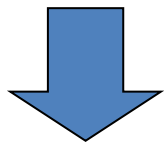


※海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村655市町村を対象に調査を実施

本調査によると、平成26年10月1日現在、52.1%の市町村において安全管理マニュアルが策定済みであり、同年4月1日に比べて8.4ポイントの増加がみられた。一方で、約半数の市町村においては未策定という状況であった。消防庁としては、全ての関係市町村において早急に安全管理マニュアルが策定されるよう引き続き働きかけを行う。

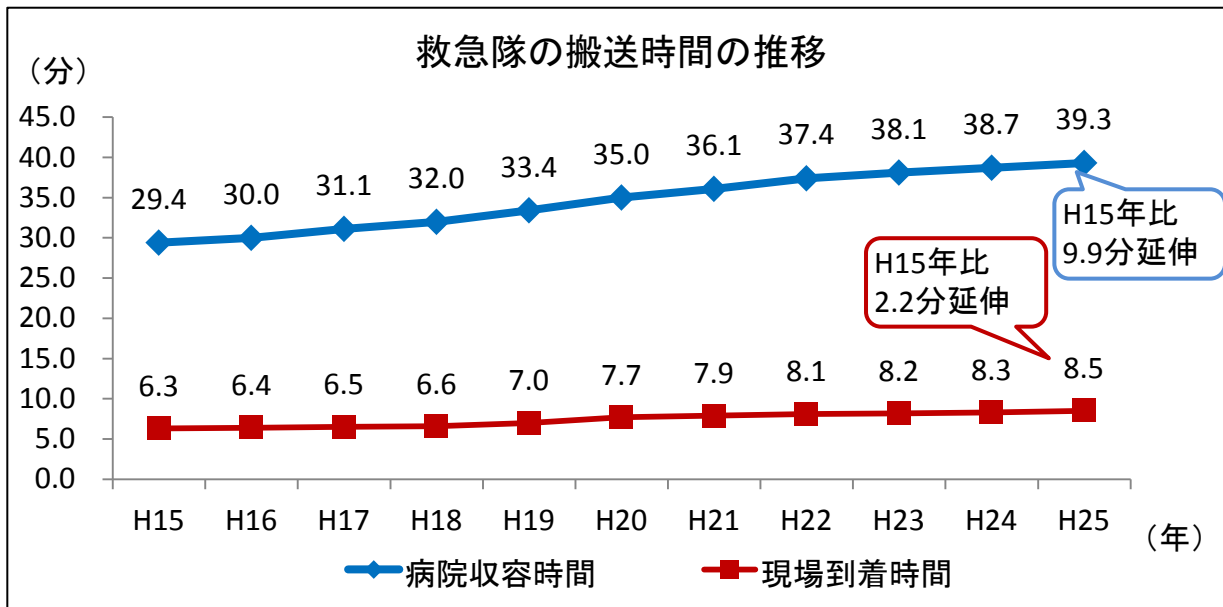
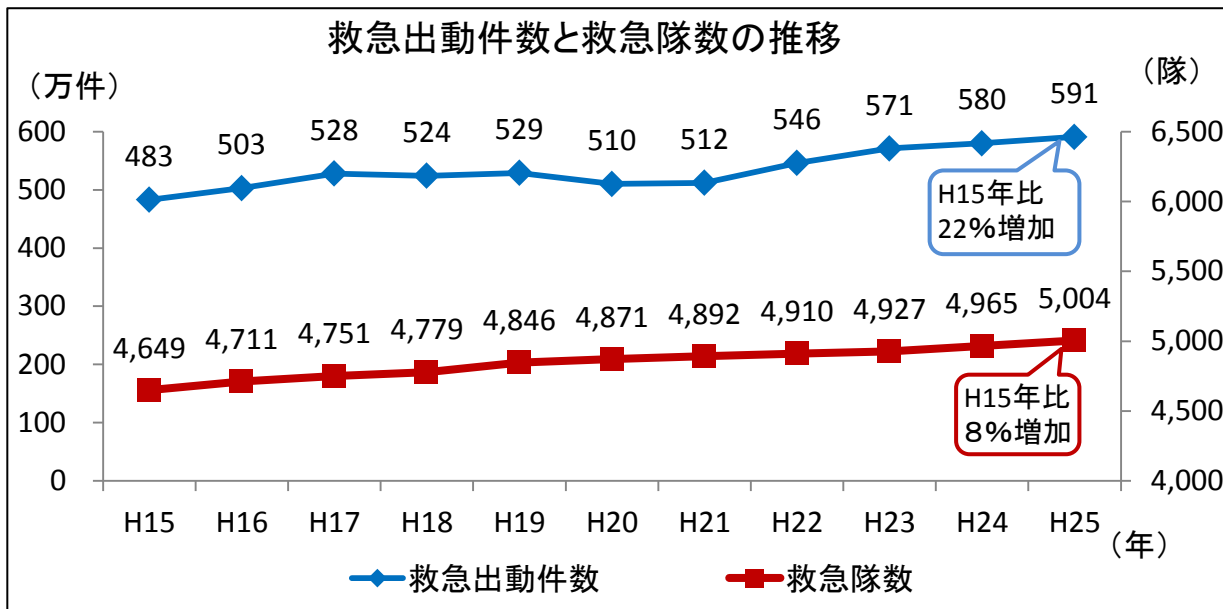
消防と医療の連携の推進①

○ 救急出動件数は591万件となり10年間で約22%増加する一方で、救急隊数は約8%の増加にとどまる。
 (平成26年4月1日現在の全国の救急隊数5,028隊)



○ 病院収容までの時間は、全国平均で39.3分(前年38.7分)となっており、過去最長となった。

○ 平成25年中の救急車の現場到着時間は8.5分で、10年間で2.2分延伸している。



消防と医療の連携の推進②

平成21年 消防法を改正することによる救急搬送・受入れの広域的な取組の推進

救急搬送時間の短縮化対策

消防法改正（平成21年10月30日施行）

消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組みとして、各都道府県に実施基準の策定を義務付け

都道府県が広域的に策定する実施基準（救急搬送と受入れのルール）の目的

- 受入医療機関の都道府県単位での調整（選定困難事案の解消）

具体的取組例

- 全医療機関による地域ネットワークを整備し、互いに顔の見える関係を構築するとともに、原則、一定の時間内に受け入れる仕組み（ルール）を作り、選定困難事案の解消に取り組んでいる。（東京都）
- 専門科目（精神、小児、周産期等）、夜間や休日の受け皿が少なく、三次医療機関に受入れが集中しているため、地域メディカルコントロール協議会における事後検証等に、消防や医療をはじめ、関係機関が参加し、これらの主体の連携を図っている。（複数）
- ICTの導入により、救急隊に情報通信端末を配備し、医療機関の受入情報をリアルタイムで把握することなどにより、医療機関への搬送を円滑に行えるよう取り組んでいる。

消防庁における対応

- ICTを活用して救急業務を高度化させるため、各救急車にタブレット端末を配置し「医療機関の受入可否の情報」や「救急隊による搬送実績」を共有することなどについて積極的に検討していくよう、通知（H25.9.13、H25.12.20）にて各自治体に示した。
- 全都道府県へのヒアリング等を行うとともに、各地域の先進的な取組事例や共通する課題等を踏まえ、関係機関間の「顔の見える関係」の構築や実施基準の改定に積極的に取り組むよう、通知（H25.12.20）にて各自治体に示した。

エボラ出血熱への対応について

2014年、西アフリカを中心にエボラ出血熱の感染が拡大し、欧米においても感染地域からの帰国者の感染や二次感染が発生

○ エボラ出血熱の発生状況（平成27年1月15日現在）

WHOによると21,296名の感染者（疑い含む）、うち死亡者8,429名。ギニア、リベリア、シエラレオネでは、首都を含む地域で感染報告が継続

経 過		消防庁の対応	
8月 8日	WHOが「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」を宣言	8月22日	第3回関係省庁課長級会議開催 ・国内発生時に想定される対応を説明
9月30日～	米国内で初めて患者が確認されたことを公表	9月3日	エボラ出血熱に関する対応について情報提供 （通知） ・情報収集、衛生主管部(局)との情報共有や連携を促す
10月6日～	スペイン、米国において治療に当たっていた看護師が二次感染、医療支援帰国後の医師が発症	10月22日	感染症対策用資器材に関する実態を調査 ・消防本部における資器材の備蓄状況等の実態を調査
10月27日	羽田空港検疫所にて、リベリア渡航歴があり帰国した男性が発熱を訴え、移送・隔離し検査（結果は陰性）	10月28日	エボラ出血熱の国内発生を想定した基本的な対応について （通知）※左枠内、11月21日に一部改正
10月28日	エボラ出血熱に関する関係閣僚会議、関係省庁対策会議（局長級）、内閣官房にエボラ出血熱対策室立ち上げ	10月29日	消防庁エボラ出血熱緊急対策連絡会議を設置
※国内で疑似症患者として移送・検査された例は全国で5例でいずれも陰性（東京都4、大阪府1 H27.1.20現在）		11月28日	エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について （通知）※右枠内

エボラ出血熱は、感染症予防法において一類感染症に指定されている。一類感染症と診断された者（疑似症患者を含む）の移送は都道府県知事等が行う業務とされており、保健所等が移送することになっている。

○ 消防機関における基本的な対応

（平成26年10月28日消防救第182号、11月21日消防救第196号により一部改正）

- ✓ 標準感染予防策の徹底
- ✓ 発熱症状を訴えている者には、ギニア、リベリア又はシエラレオネへの渡航歴の有無を確認し、過去1ヶ月以内の渡航歴があることが判明した場合は、本人に自宅待機を要請するとともに、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所へ引き継ぐ
- ✓ 現場到着時に発熱症状及び渡航歴を確認した場合には、その時点で本人に自宅待機を要請するとともに、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所へ引き継ぐ
- ✓ 傷病者を搬送後、その傷病者がエボラ出血熱に感染していたと判明した場合には、保健所から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理や救急車の消毒等を徹底

○ 保健所等に対する消防機関の協力（平成26年11月28日消防救第198号）

- ✓ 保健所等の移送体制が十分に整っていない地域があり、厚生労働省から消防庁に対し保健所等が行う移送について消防機関による協力の要請があったことから、協力のあり方を協議
- ✓ 協力をを行う基本ケース
 - ・同一保健所管内で同時に複数の移送患者が発生し、移送能力を超えた場合の協力
 - ・保健所等の移送体制が整備されるまでの暫定的な協力
 →いずれの場合にも、保健所等と消防機関の**協定等の締結**が必要
- ✓ 協力条件（保健所等が行うべきこと）
 - ・移送の実施の決定及び入院医療機関の選定
 - ・移送車両への医師同乗等による医学的管理
 - ・移送後の消毒、廃棄物処理
 - ・移送に係る費用負担
 - ・暫定的な協力の場合、体制整備を行う予定の明示

主な火災の状況 [昭和40年代以降]

	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
	H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
	H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	7	社会福祉施設
	H25. 8	福知山市花火大会火災	3	56	—
	H25.10	福岡市有床診療所火災	10	5	診療所

○昭和40年代～昭和末期には、ホテル、百貨店等で多数の犠牲者を伴う火災が発生。

○最近では、比較的小規模な施設・事業所等における火災の人的被害が顕著。

長崎市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた対応

火災の概要

発生日： 平成25年2月8日(金)
発生場所： グループホームベルハウス東山手 (260㎡)
人的被害： 死者5名 負傷者7名

火災予防上の対応

自力避難困難な方が入居する高齢者施設及び障害者施設等について、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づける(面積要件275㎡→0㎡)政令改正を行った(平成25年12月27日公布)。ただし、例外として、延焼を抑制する施設構造を持つ施設や、容易に避難できる構造の施設は、介助者により避難が行われるとして設置不要。

福山市ホテル火災を踏まえた対応

火災の概要

発生日： 平成24年5月13日(日)
発生場所： ホテルプリンス
人的被害： 死者7名 負傷者3名

火災予防上の対応

【適マーク制度】

ホテル・旅館等の利用者が、建物構造等を含めた防火安全性を知ることができる「適マーク制度」を平成26年4月から再開。申請に基づき消防法令及び防火上重要な建築基準法令に適合しているホテル・旅館等に消防機関から表示マークを交付する制度。(平成26年8月より掲出開始)

【違反对象物の公表制度】

重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務違反)がある防火対象物をホームページ等で公表する制度の実施を推進。平成25年12月に条例案を示した通知を発出。平成27年4月までには、全ての政令指定都市において公表制度が開始される見込み。

福知山市花火大会火災を踏まえた対応

火災の概要

発生日： 平成25年8月15日(木)
発生場所： 京都府福知山市由良川左岸
人的被害： 死者3名 負傷者56名

火災予防上の対応

屋外イベント会場等における主催者の火災予防の責任体制や、火気を扱う屋台の消火準備の義務を明確にした。
具体的には、平成25年12月27日の政令改正により条例制定基準として消火器の準備を義務付け(平成26年7月末まで経過措置)、さらに防火担当者の選任など屋外イベント会場等における防火管理を徹底する仕組みを構築するため、平成26年1月に火災予防条例(例)の一部改正通知を発出した。

福岡市診療所火災を踏まえた対応

火災の概要

発生日： 平成25年10月11日(金)
発生場所： 安部整形外科(682㎡)
人的被害： 死者10名 負傷者5名

火災予防上の対応

「有床診療所・病院火災対策報告書」(平成26年7月4日公表)を踏まえ、以下のとおり、消防法施行令等の改正を行った(平成26年10月10日閣議決定、同月16日公布)。

○「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置することとする。

○次のものについては、スプリンクラー設備の設置対象外とする

- ・患者が避難困難でないと考えられる歯科、皮膚科等13診療科のみのもの ・延焼を抑制する施設構造を持つもの
- ・夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院
- ・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院 ・3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所

○3,000㎡以上の有床診療所は、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置(現行:6,000㎡以上)

有床診療所防火対策自主チェックシステム 構築・運用イメージ

システム利活用イメージ

有床診療所 約8,000事業所



- 事業所関係者が自ら、システムに入力
- 入力項目は、消防・建築・医療に関するもの(約30項目)を横断的に設定

消防本部

事業所の点検項目の履行状況の確認

- ・事業所の入力状況を定期的に確認
- ・診療所が自ら防火対策の改善点を把握し、関係行政機関と連携した早期改善を促進

情報共有・連携

医療部局

建築部局

消防庁

事業所の防火対策を横断的に確認

厚労省

- ・関係省庁間で情報を共有し、早期改善の促進に向けた方策を検討

国交省

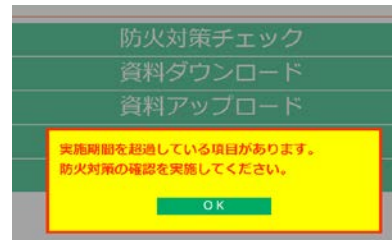
- ・システムの利用状況を確認し、活用を推進

平成26年4月から運用可能

システム操作入力イメージ

- 事業者が自らシステムに入力
- 法定点検項目に要改善箇所があれば表示

【メニュー画面】



事業者の自主防火の意識の向上

事業者自身による防火対策の実施状況の確認

(例示)チェック項目

- 防火戸等の作動点検の実施年月日
- 消防訓練の実施年月日
- 医療機器の保守点検の実施年月日

【入力画面】

名称:	所在地:			点検実施者職名 ※氏名は不要	システム入力項目 点検結果 (○・×・非該当)				
名称:	所在地:	点検日	平成	年	月	日	点検実施者職名 ※氏名は不要	システム入力項目 点検結果 (○・×・非該当)	
チェック項目									
1 施設管理者の責務等									
医療機器の保守点検									
①医療機器の保守点検に関する計画を策定している。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
②定期的に医療機器の保守点検を行っている。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
直近の点検実施年月日							2014年2月14日		
消火、通報及び避難の訓練									
①消火及び避難の訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報している。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
②消防計画に定められたところにより、消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練を実施している。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
③消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施している。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
(ア) 直近実施年月日							2013年4月1日		
(イ) (ア)以前の直近実施年月日							2012年4月1日		
(ウ) 次回訓練実施予定年月							2014年3月31日		
2 建築物の手続き等									
①建築基準法第12条1項に基づく定期報告を行っている							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
報告年月日							2014年2月14日		
②定期報告において「指摘あり」となっているものについて、必要な対応を行っている。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
③増改築、大規模な修繕、模様替え、用途の変更を行う場合には、建築部局に対して、事前に必要な申請や届出を実施している。							<input type="radio"/> ○	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 非該当
申請・届出年月日							年 月 日		

石油コンビナート等における災害対策の推進

1. 最近の石油コンビナートにおける事故について

○石油コンビナートにおける事故件数は、平成6年から増加傾向に転じ、ここ数年来200件規模という高い水準で推移しており、近年では、次のような重大事故が発生している。

年月	都道府県	内容	死傷者数
平成23年11月	山口県	塩ビモノマー製造施設の爆発火災事故	死者1名
平成24年4月	山口県	レゾルシン製造施設の爆発火災事故	死者1名負傷者21名
平成24年9月	兵庫県	アクリル酸製造施設の爆発火災事故	死者1名負傷者36名
平成26年1月	三重県	多結晶シリコン製造施設の爆発火災事故	死者5名負傷者13名
平成26年9月	愛知県	コークス製造施設の爆発火災事故	負傷者15名

2. 3省の連絡会議について

○平成26年1月に発生した三重県四日市市の三菱マテリアル(株)の爆発火災事故等を受けて、内閣官房を中心に消防庁、厚生労働省、経済産業省の局長クラスの連絡会議において、事故防止対策の報告書を取りまとめた(平成26年5月)。

- 事業者や業界団体が取り組むべき事項及び危険物等の関係団体等で策定した「危険物等事故防止安全憲章」を踏まえ、3省連名で事業者の保安向上への取組促進と行動計画策定をコンビナート関係の業界団体に要請。
- 「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議^{※2}」を設置して、上記取組を促進

※2 消防庁、厚生労働省、経済産業省の審議官クラスで構成(平成26年5月16日設置、平成26年6月24日及び9月17日開催)

3. 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストの実施について

○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能や士気を向上させるため、技能コンテストを行い、優良な操作技能等を有する組織を総務大臣表彰

石油コンビナート等の防災体制の充実強化

消防救急デジタル無線の整備

概要

今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出勤し、救命・救助を行う緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備を平成28年5月末までにデジタル方式に移行させ、災害に強い消防通信基盤を構築。

進捗状況

平成28年5月末のデジタル化移行期限を見据え、各消防本部では、消防救急無線デジタル化の整備が本格化しており、平成25年度末で30.9%の消防本部(232消防本部)が整備済。また、平成26年度末には61.8%の消防本部(465消防本部)が整備終了見込み。

主な財政措置

1 補助金

(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金(平成26年度当初予算額 4億円・平成27年度当初予算(案) 4億円)
消防救急デジタル無線の共通波に係る部分の整備について、補助対象事業費の2分の1を補助。

(2) 周波数有効利用促進事業(平成26年度当初予算額 33.6億円・平成27年度当初予算額 34.7億円)

アナログ方式の消防救急無線及び防災行政無線(移動系)をともにデジタル化*する場合、補助対象事業費の2分の1を補助。

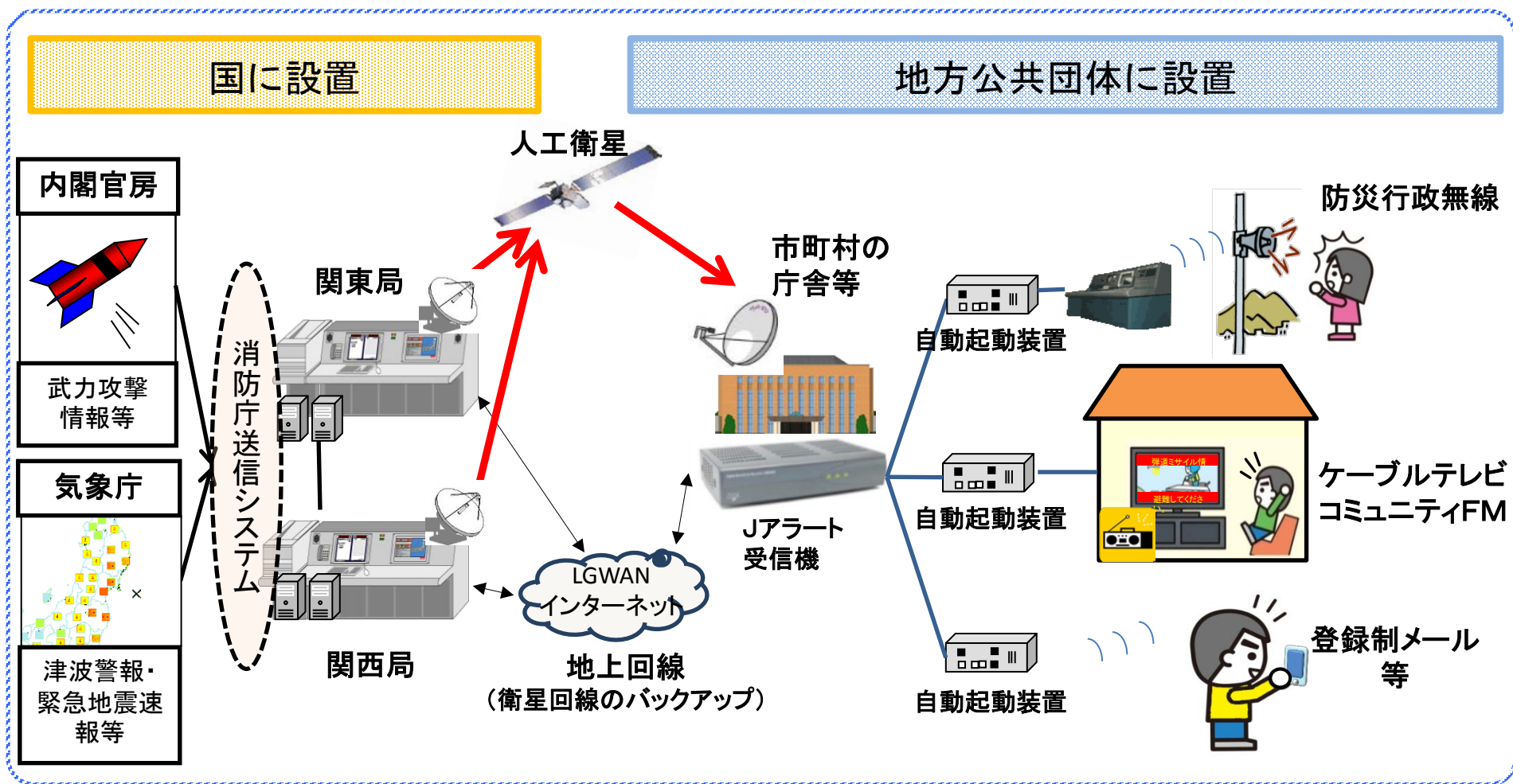
※いずれかが既にデジタル化されている又は未整備の場合は、一方のみのデジタル化も対象

2 緊急防災・減災事業(起債充当率100%:交付税算入率70%)

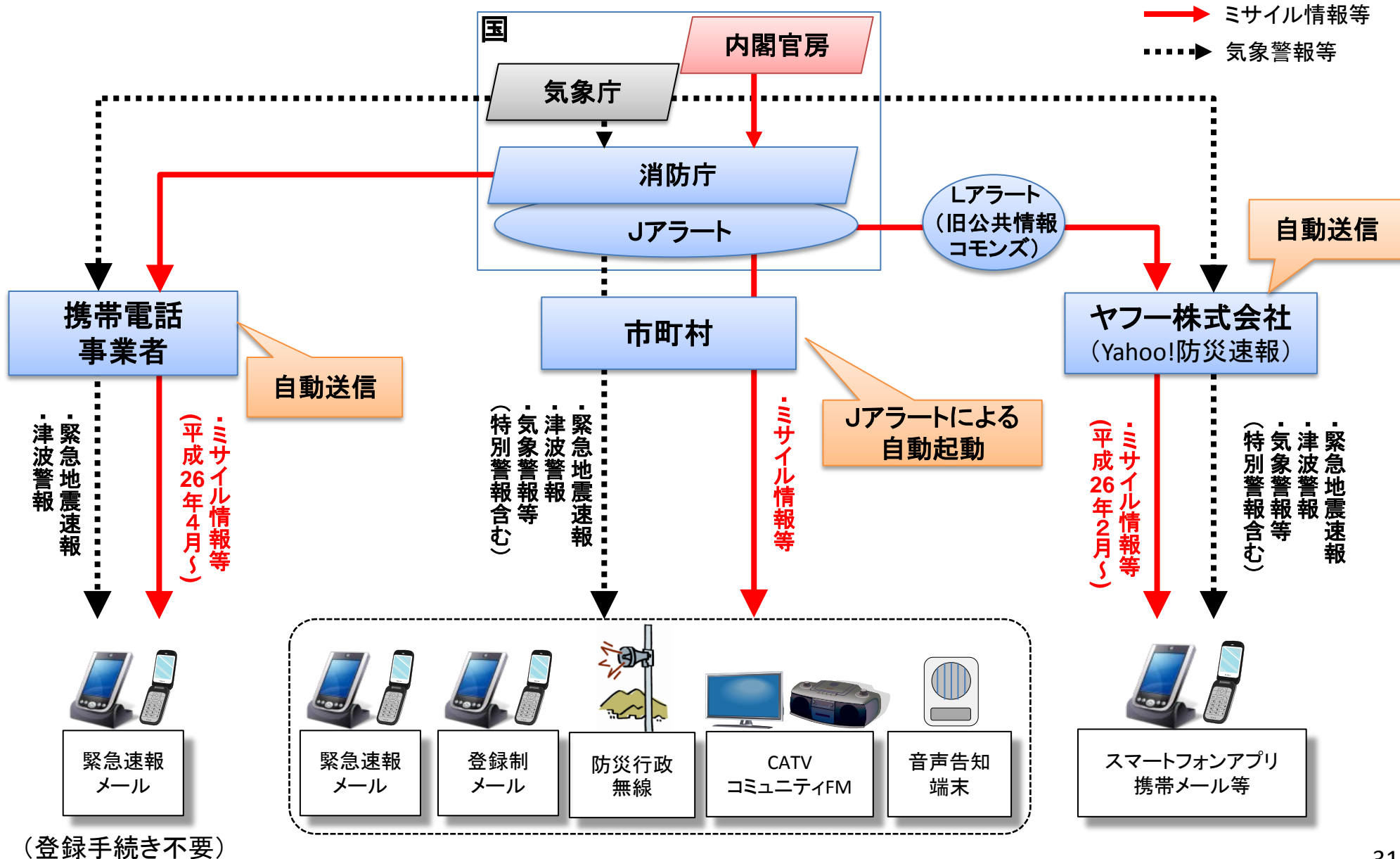
防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等が対象。

全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、瞬時に伝達するシステム。Jアラート受信機は全団体整備済み、自動起動装置はH26年度末までに、ほぼすべての団体に配備予定。



緊急情報の住民への伝達システム（全体イメージ）



国民保護法に基づく消防庁の主な役割

- 都道府県又は消防機関から被害情報を収集し、政府へ報告
- 避難：政府が発出する「警報の発令」及び「避難措置の指示」を総務大臣名で都道府県に通知
- 救援：政府が発出する「救援の指示」を都道府県へ伝達
都道府県から報告される安否情報のとりまとめ及び国民からの照会に対する回答
- 武力攻撃災害への対処：武力攻撃災害の防御及び消防の応援等に関する消防庁長官の指示の発出

